平成２６年（フ）第１９３号
静岡県沼津市石川777番地の５
債務者　鈴木　勝正
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２００号
静岡県伊豆市熊坂1255番地の204
債務者　眞野　高光（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
静岡県田方郡函南町塚本149番地の１　ボルテックス塚本弐番館207
債務者　高橋　栄子
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
静岡県伊東市猪戸１丁目５番15号　中野荘208号
債務者　堂本　勝代
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
静岡県三島市加茂56番地の１　ロイヤルテラスカモＣ
債務者　宮本　隆志
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
静岡県伊豆の国市古奈116番地の２　シャンポール港201号
債務者　大嶋　省吾
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５１号
名古屋市北区大杉２丁目５番９号　太田ビル２Ｂ号
債務者　山村　雄三
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
長崎県五島市松山町388番地１、住民票上の前住所長崎県五島市東浜町１丁目16番１号
債務者　寺田　慶子
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第８０号
北海道室蘭市東町２丁目15番２号、前住所北海道室蘭市新富町１丁目９番23号
債務者　先崎　弘子
１　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
群馬県太田市浜町10番12―206号、前住所群馬県太田市新田木崎町1157番地５
債務者　吉川　　明
１　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２６４号
神奈川県平塚市纏93番地の１　プレール壱番館202号、現住所神奈川県平塚市四之宮１―４―21　ライオンズマンション平塚総合公園第２―607
債務者　林　　洋一
１　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３２８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1037番地の10
債務者　加藤　久子
１　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５０号
静岡県富士市中之郷2431番地の24
債務者　後藤　明広
１　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２９１号
千葉県柏市中新宿１丁目５番１号
債務者　西村　文希
１　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３４５号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７―314号　プラムガーデン我孫子
債務者　川合美樹雄
１　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５７号
千葉県我孫子市柴崎台２丁目５番27号Ｂ―202号　グリーンウッド梅澤Ｂ棟
債務者　岡野　勝典
１　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３６００号
大阪府豊中市夕日丘３丁目13番17号
債務者　奥田由里子
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部